

．監視指導計画および実績の概要

第1．実施に関する基本的事項

- 1 と畜場・大規模食鳥処理施設の監視指導
- 2 安全で衛生的な食肉を供給するための検査の充実
- 3 と畜場設置者、大規模食鳥処理施設営業者による自主衛生管理の促進
- 4 県民への情報提供と意見交換

第2．監視指導の実施に関する具体的事項

1．一般的監視指導事項

- (1) 施設の構造、設備等の基準に関する監視指導
 - ・と畜場法施行令に規定する構造設備基準についての指導を行う。
 - ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥処理法」という）施行規則による構造設備基準についての指導を行う。
- (2) 施設等の衛生保持に係る基準に関する指導事項
 - ・と畜場法施行規則に定めると畜業者等が講ずる措置が遵守されるよう指導を行う。
 - ・食鳥処理法施行規則に定める衛生管理等の基準が遵守されるよう指導を行う。

【実績】

- ・ と畜場の施設および設備の一斉点検
- ・ 牛の解体処理作業が衛生的にとり行われているか検証するため、洗浄前の枝肉の腸管内容物等による汚染状況および冷蔵庫内の異物汚染状況を調査し、衛生的な解体処理作業および枝肉の適正な取り扱いについて文書指導した。
- ・ 大規模食鳥処理施設における「衛生的な作業の検証」のための細菌検査を行い、より衛生的な食鳥肉供給の処理作業を指導した。
- ・ 食鳥処理作業従事者に対し昼礼時に作業上の留意点、食品衛生に関する情報を提供し、衛生意識の向上を図った。

2．重点監視事項

(1) マニュアルの監視

- ア と畜場の標準衛生管理手順書および標準作業手順書に基づく処理の監視
 - ・ 記録および現場における点検を実施する。
 - ・ 必要に応じ、と畜場衛生管理責任者等との衛生向上意見交換会を実施する。

イ 食鳥処理衛生管理マニュアルの監視

- ・記録および現場における点検を実施する。
- ・食鳥処理衛生管理者と衛生管理マニュアルに関する意見交換会を実施する。

【実績】

- ・(財)滋賀食肉公社、(株)滋賀食肉市場、滋賀県副生物協同組合との食肉の衛生管理および安全に関する意見交換会を実施した。
- ・新と畜場に合わせた標準衛生管理手順書および標準作業手順書の改訂のアドバイスを行った。
- ・食鳥処理衛生管理者と衛生管理マニュアルに関する意見交換会を実施するとともに、ポルトガル語版への翻訳を指導した。

(2) と畜場で実施される HACCP システムの監視

ア HACCP チーム等の組織づくりに対する指導(4~5月)

イ 重要管理点の設定および記録についての指導(7~8月)

ウ 枝肉の衛生的な取り扱いの指導(4~3月)

- ・洗浄前の枝肉に消化管内容物などの付着の有無の確認および適正処理の指導を行う。
- ・食肉衛生検査終了後の枝肉の獣毛残存等の確認および適正処理の指導を行う。

【実績】

- ・牛の解体処理作業が衛生的にとり行われているか検証するため、洗浄前の枝肉の腸管内容物等による汚染状況および冷蔵庫内の異物汚染状況を調査し、衛生的な解体処理作業および枝肉の適正な取り扱いについて文書指導した。

(3) 夏季一斉監視

ア 大規模食鳥処理施設(7月)

- ・施設内外の一斉清掃実施の指導を行う。
- ・6月に実施した意見交換会での衛生管理マニュアルの改訂事項について指導を行う。

イ と畜場(8月)

- ・施設内外の一斉清掃実施の指導を行う。
- ・と畜解体作業従事者および内臓取扱業者等に衛生処理にかかる講習会を実施する。

【実績】

- ・と畜場および食鳥処理場の従業員に対して夏季一斉啓発ポスター掲示により施設内での周知を行った。
- ・と畜場設置者および内臓処理業者に対し、牛レバーの生食禁止のチラシ配布、ポスターをと畜場内掲示板に掲示した。
- ・と畜検査員立ち会いのもとで場内一斉清掃を実施させた。
- ・枝肉出庫場を含めたと畜場内の監視を夏季一斉監視期間中実施した。

(4) 食肉・食鳥肉衛生月間

ア と畜場(10月)

- ・と畜解体作業従事者および関係業者に対し講習会を実施する。

イ 大規模食鳥処理施設(9月)

- ・衛生管理マニュアルの改訂事項について徹底を指導する。
- ・大規模食鳥処理施設の食鳥処理衛生管理責任者および作業従事者に対し講習会を実施する。

【実績】

- ・月間を周知するため、「食肉衛生月間 あなたが創る身近な衛生」の月間標語看板をと畜場に掲示した。
- ・と畜解体作業従事者に対し、下記のテーマで衛生講習会を1回実施するとともに意見交換をおこなった。
 - 「枝肉の糞便汚染汚染状況について」
 - 「消毒器の正しい使用方法について」
- ・副生物処理業者に対し、下記のテーマで衛生講習会を1回実施するとともに意見交換をおこなった。
 - 「内臓が関係する食中毒事件について」
- ・特に衛生向上に功績のあった者に対し、滋賀県食肉衛生検査所長表彰を行った。
- ・月間を周知するため、「食鳥肉衛生月間」のポスターを大規模食鳥処理施設に掲示した。
- ・食鳥処理場内外の一斉清掃の実施を指導した。特に平素の清掃で衛生が確保し難い箇所を中心に清掃を指導した。
- ・食鳥処理衛生管理者および従事者に対し、下記のテーマで衛生講習会を4回実施した。
 - 「従事者の規則(マニュアル)について」
 - 「平成18、19年度モニタリング検査および拭取検査の結果について」
 - 「過去5年間の食鳥処理検査結果および食中毒の発生状況について」
 - 「毛髪等異物混入の事例について」

(5) 冬期一斉監視 (12 月)

- ・ と畜場および大規模食鳥処理施設の施設内外の一斉清掃実施の指導を行う。

【実績】

と畜場において一斉清掃を指導するとともに、以下の項目を文書指導した。

- ・ と畜場法施行規則に定める管理者およびと畜業者が講ずべき衛生措置の遵守
- ・ 枝肉取扱い施設における内壁への枝肉の接触防止
- ・ 食肉搬送車の内壁・床等の洗浄消毒の徹底および食肉の保存基準の遵守
- ・ 枝肉の搬出入作業従事者の不衛生な手袋の使用禁止および長靴の洗浄消毒の徹底
- ・ 場内の不用物の早期撤去と清掃の徹底
- ・ 脊髓吸引機の積極的な活用

第 3 . 各精密検査関係に関する具体的事項 (詳細は 章参照)

1 . 衛生的な作業の検証のための検査

種類	検査項目	実績検体数
グリア繊維性酸性タンパク (中枢神経系組織の細胞マーカー) 残留量の調査	グリア繊維性酸性タンパク	160
と畜場における汚染調査	一般生菌数、大腸菌群数、腸管出血性大腸菌O157	128
大規模食鳥処理施設の細菌汚染調査	一般生菌数、大腸菌群数、カビ菌、サルモネラ	20

2 . 食肉中の残留有害物質の排除

種類	実績検体数
動物用医薬品に係る収去検査	牛 30
	豚 34
	鶏 18
有機塩素系農薬に係る収去検査	牛 2
	豚 2
	鶏 2

第4 . 衛生講習会および意見交換会の開催

と畜場関係者の衛生意識の向上等を目的とし、講習会や意見交換会等を実施する。

内 容	実績（実施月）
と畜場管理者、と畜場衛生管理責任者および作業衛生責任者との衛生向上意見交換会	年1回（6月）
と畜解体作業従事者等への講習会および意見交換会	年2回（8、10月）
食鳥処理作業従事者等講習会（大規模食鳥処理施設）	年4回（9月）

試験検査・調査研究の概要